

事業報告書				
医療法人番号			一般0010	
報告期間	自	令和3年4月1日		
	至	令和4年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	名称	特定医療法人雄博会		
	分類①	社団（出資持分なし）		
	分類②	特定医療法人		
	分類③	基金制度不採用		
	(2) 事務所の所在地	都道府県	長崎県	
		市区町村	佐世保市	
		町名・番地	宮地町 5 番 5 号	
		建物名		
	(3) 設立認可年月日	昭和26年12月3日		
	(4) 設立登記年月日	昭和26年12月27日		
	(5) 理事長の氏名	姓	千住	
名		雅博		
役員及び評議員の人数	役員8人、評議員12人			
役員及び評議員	記載はこちら			
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
		附帯業務	記載はこちら	
	(2) 収益業務	記載はこちら		
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
(9) その他	記載はこちら			
		分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）		
		複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。		
		従たる事務所の記載はこちら		
		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。		
		全ての指定内容について記載しても差し支えない。		
		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）		

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	千住	雅博	
理事	田中	光	千住病院管理者
理事	東	謙一郎	千住病院副院長
理事	重野	芳輝	医師（重野医院院長）
理事	武井	明	医師（たけい内科クリニック院長）
理事	原口	増穂	医師（原口内科消化器科院長）
監事	村田	純一	村田経理事務所代表
監事	井上	健一郎	医師（社会医療法人春回会理事長）
評議員	横山	一章	医師（横山内科院長）
評議員	中田	孝重	医師（なかた耳鼻咽喉科院長）
評議員	重野	秀明	医師（重野内科院長）
評議員	吉木	満	経営有識者（吉木労務管理事務所代表）
評議員	田中	俊郎	医師（たなか内科クリニック院長）
評議員	徳富	敏信	歯科医師（徳富歯科医院）
評議員	千住	博明	医師（佐世保市総合医療センター）
評議員	東	加奈子	医師（九州大学附属病院）
評議員	千住	隆博	医師（佐世保共済病院）
評議員	三根	壽満子	無職（元当法人看護部長）
評議員	梅崎	武生	無職（元当法人事務局長）
評議員	龍野	富貴子	施設職員（元当法人看護部長）

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)) の業務)

種類	施設の名称	指定管理	開設場所	許可病床数							
				一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床	
病院	特定医療法人雄博会 千住病院		長崎県佐世保市宮地町 5 番 5 号	110	76						

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	開設場所	入所定員	通所定員
介護医療院	特定医療法人雄博会 千住介護医療院		長崎県佐世保市宮地町 5 番 5 号	75	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第4 2条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
千住訪問看護ステーション		長崎県佐世保市宮地町 5 番 5 号	
千住訪問看護ステーション指定 居宅介護支援事業所		長崎県佐世保市宮地町 5 番 5 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容
令和3年4月1日	日本病理学会研修登録施設登録
令和3年10月7日	新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関
令和4年2月22日	長崎県うれしかハート事業所（Nハート）認定

〔注〕 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項
令和3年6月1日	B棟透析センター系統給水ポンプ入替
令和3年6月23日	B棟病室アウトレット等改修工事
令和3年7月15日	透析センター配管改修工事
令和3年9月30日	簡易陰圧装置導入（A病棟3階）
令和4年1月12日	介護ロボット（脱りSCAN）導入（介護医療院）
令和4年1月19日	A棟1階系統空調室外機、室内機入替（二次救急輪番施設整備補助）
令和4年2月28日	診断用X線装置、X線テレビシステム更新（二次救急輪番設備整備補助）

〔注〕 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 特定医療法人雄博会

※医療法人整理番号 一般0010

所在地 長崎県佐世保市宮地町5番5号

財 産 目 録
(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	7,109,253 千円
2. 負 債 額	337,295 千円
3. 純 資 産 額	6,771,958 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,080,232
B 固 定 資 産	1,029,021
C 資 産 合 計 (A+B)	7,109,253
D 負 債 合 計	337,295
E 純 資 産 (C-D)	6,771,958

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表
令和4年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	6,080,232	I 流動負債	235,544
現金及び預金	5,662,407	支払手形	
事業未収金	375,443	買掛金	24,104
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	11,896	未払金	61,142
前渡金		未払費用	
前払費用	1,486	未払法人税等	61,903
その他の流動資産	12,918	未払消費税等	2,042
その他の流動資産	18,451	前受金	
その他の流動資産	71	預り金	8,794
その他の流動資産	-2,440	前受収益	
		その他引当金	77,556
		その他の流動負債	3
II 固定資産	1,029,021	II 固定負債	101,751
1 有形固定資産	827,597	医療機関債	
建物	668,629	長期借入金	
構築物	3,406	繰延税金負債	71
医療用器械備品	16,432	その他引当金	101,680
その他の器械備品	13,745	その他の固定負債	
車両及び船舶	1,398		
土地	25,962		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	88,632		
その他の有形固定資産	9,393		
		負債合計	337,295
		純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	1,250
2 無形固定資産	34,377	II 積立金	6,770,708
借地権	11,484	代替基金	
ソフトウェア	21,157	繰越利益積立金	520,286
その他の無形固定資産	1,736	その他積立金	6,250,422
3 その他の資産	167,047	III 評価・換算差額等	
有価証券	370	その他有価証券評価差額金	
保有医療機関債		繰延ヘッジ損益	
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産	20,652		
その他の固定資産	136,914		
その他の固定資産	9,111		
		純資産合計	6,771,958
資産合計	7,109,253	負債・純資産合計	7,109,253

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 特定医療法人 雄博会
 所在地 長崎県佐世保市宮地町5番5号

医療法人番号	一般0010
--------	--------

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		2,359,376
	2 事業費用		
	(1) 事業費	1,970,887	
	(2) 本部費		1,970,887
	本来業務事業利益		388,489
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		63,381
	2 事業費用		61,084
	附帯業務事業利益		2,297
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		0
	2 事業費用		0
	収益業務事業利益		0
	事業利益		390,786
II	事業外収益		
	受取利息	406	
	その他の事業外収益	84,453	84,859
III	事業外費用		
	支払利息	0	
	その他の事業外費用	3,280	3,280
	経常利益		472,365
IV	特別利益		
	固定資産売却益	0	
	その他の特別利益	26,317	26,317
V	特別損失		
	固定資産売却損	0	
	その他の特別損失	30,933	30,933
	税引前当期純利益		467,749
	法人税・住民税及び事業税	106,858	
	法人税等調整額	9,940	116,798
	当期純利益		350,951

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
 3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

様式5

法人名 特定医療法人雄博会

所在地 佐世保市宮地町5番5号

※医療法人整理番号	一般0010
-----------	--------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

特定医療法人雄博会
理事長 千住 雅博 殿

私（注1）は、特定医療法人雄博会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月10日

特定医療法人雄博会

監事 村田 純一

監事 井上 健一郎

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。